別表六（三十一）付表二　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項又は第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）において、同法第42条の12第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「移転型特定新規雇用者基礎数（別表六(二十四)「20」）　(7)」及び「対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六(二十四)「22」）　(8)」の各欄は、同条第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。